

令和 5 事務年度における相続税の調査等の状況

令和 6 年 12 月
大阪国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税の実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和5事務年度においては、実地調査件数（1,702件）、追徴税額合計（141億円）となり、令和4事務年度からともに増加（対前事務年度比117.5%、137.5%）しました。

○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	1,449 件	1,702 件	117.5 %	
②	申告漏れ等の非違件数	1,261 件	1,463 件	116.0 %	
③	非違割合 (②/①)	87.0 %	86.0 %	▲ 1.1 ポイント	
④	重加算税賦課件数	126 件	140 件	111.1 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	10.0 %	9.6 %	▲ 0.4 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 (注)	453 億円	549 億円	121.2 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	56 億円	54 億円	95.7 %	
⑧	追徴 税額	本税	90 億円	123 億円	136.4 %
⑨		加算税	13 億円	18 億円	145.6 %
⑩		合計	103 億円	141 億円	137.5 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) (注)	3,127 万円	3,228 万円	103.2 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	708 万円	829 万円	117.1 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

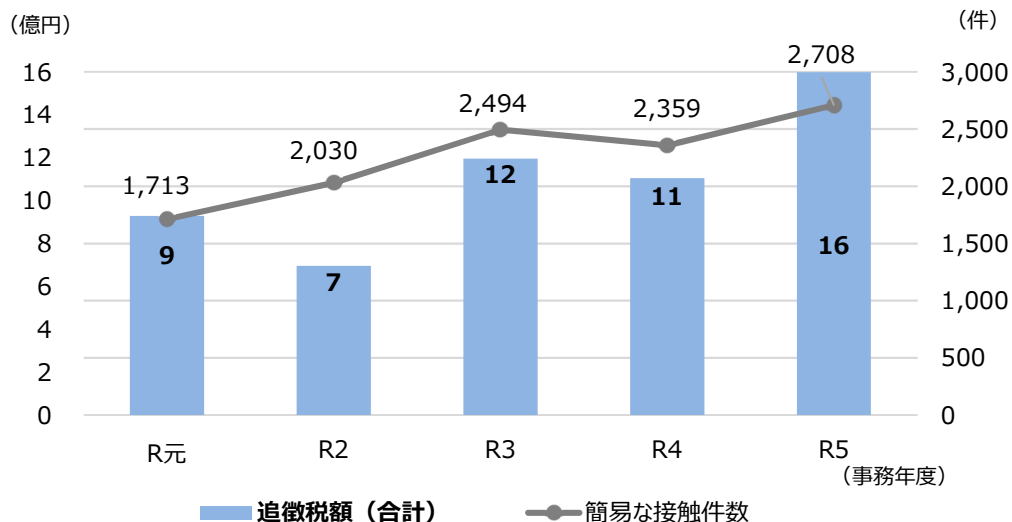
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和 5 事務年度においては、令和 4 事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は 2,708 件（対前事務年度比 114.8%）、申告漏れ等の非違件数は 653 件（同 138.6%）、申告漏れ課税価格は 144 億円（同 149.5%）、追徴税額合計は 16 億円（同 144.7%）と、いずれも簡易な接触の事績の公表を始めた平成 28 事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和 4 事務年度	令和 5 事務年度		
①	簡易な接触件数	2,359 件	2,708 件	114.8 %	
②	申告漏れ等の非違件数	471 件	653 件	138.6 %	
③	申告漏れ課税価格	96 億円	144 億円	149.5 %	
④	追徴税額	本税	10 億円	15 億円	147.2 %
⑤		加算税	0.6 億円	0.7 億円	103.6 %
⑥		合計	11 億円	16 億円	144.7 %
⑦	1 簡易な接触当たりの申告漏れ課税価格 (③/①)	408 万円	531 万円	130.2 %	
⑧	1 簡易な接触当たりの追徴税額 (⑥/①)	47 万円	59 万円	126.1 %	

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

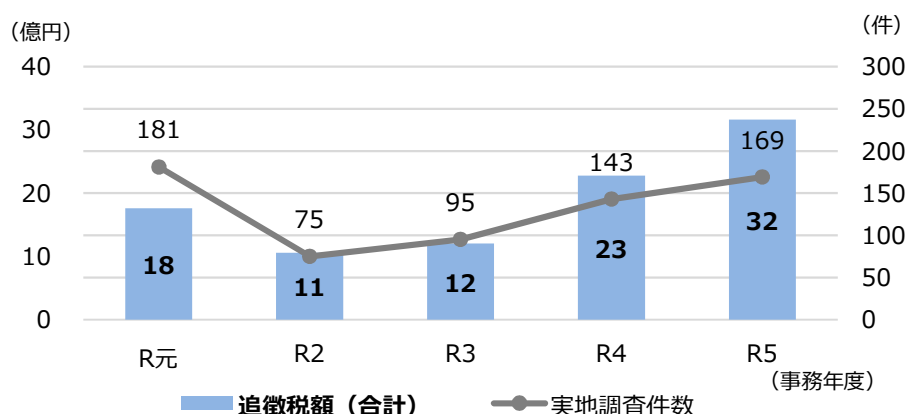
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和5事務年度においては、追徴税額は32億円（対前事務年度比139.0%）と増加し、公表を始めた平成21事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	143 件	169 件	118.2 %	
②	申告漏れの非違件数	122 件	141 件	115.6 %	
③	非違割合 (②/①)	85.3 %	83.4 %	▲ 1.9 ポイント	
④	申告漏れ課税価格	151 億円	170 億円	112.8 %	
⑤	追徴税額	本税	19 億円	26 億円	140.3 %
⑥		加算税	4 億円	5 億円	133.2 %
⑦		合計	23 億円	32 億円	139.0 %
⑧	1 実地 件当 り 調 査	申告漏れ課税価格 (④/①)	10,535 万円	10,053 万円	95.4 %
⑨		追徴税額 (⑦/①)	1,589 万円	1,869 万円	117.6 %

○ 相続税の無申告事案に対する調査事績の推移



2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和5事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は31件（対前事務年度比93.9%）、海外資産に係る申告漏れ課税価格は5億円（同55.4%）でした。

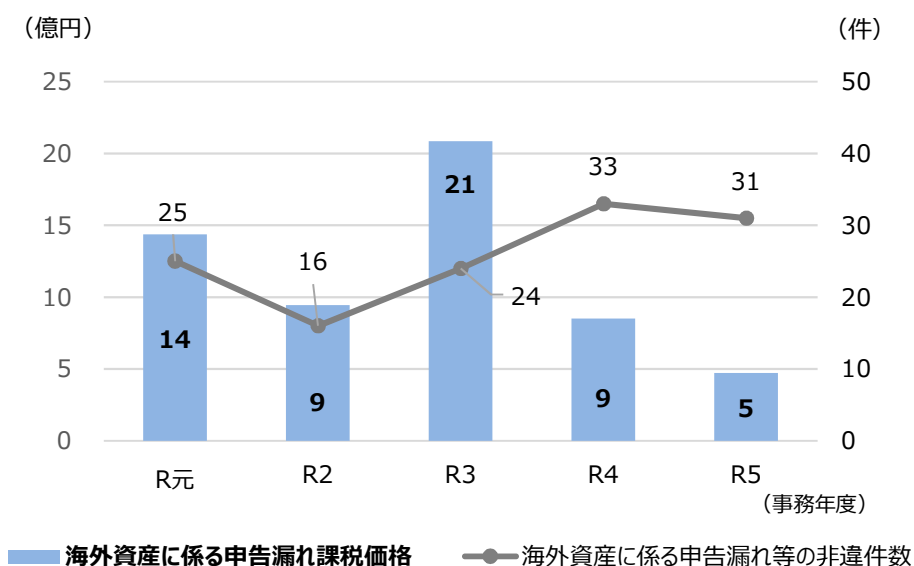
○ 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和4事務年度	令和5事務年度		
①	海外資産関連事案に係る実地調査件数	179	187	104.5	%
②	海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	143	165	115.4	%
		33	31	93.9	
③	海外資産に係る重加算税賦課件数	10	10	100.0	%
		2	1	50.0	
④	海外資産に係る申告漏れ課税価格	45	48	107.1	%
		9	5	55.4	
⑤	④のうち重加算税賦課対象	3	4	124.3	%
		1.5	0.4	26.7	
⑥	非違1件当たりの海外資産に係る申告漏れ課税価格（④/②）	3,126	2,901	92.8	%
		2,577	1,519	58.9	

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 相続税の海外資産関連事案に対する調査事績の推移



3 贈与税の実地調査の状況

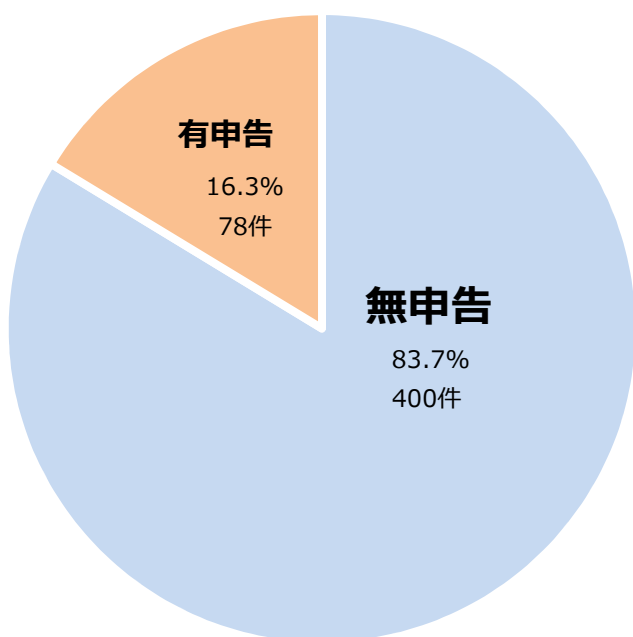
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和5事務年度においては、実地調査件数は523件（対前事務年度比90.6%）、追徴税額は12億円（同73.2%）でした。

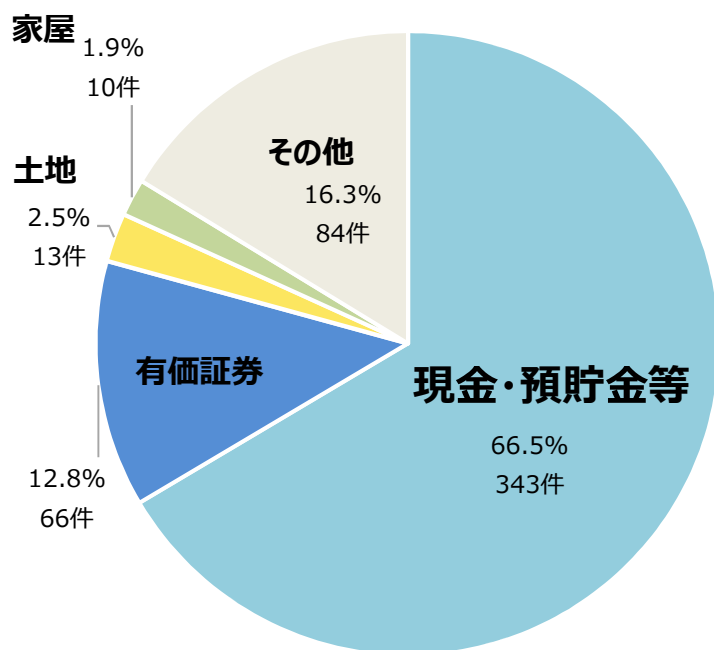
○ 贈与税事案の実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比
		令和4事務年度	令和5事務年度	
①	実地調査件数	577件	523件	90.6%
②	申告漏れ等の非違件数	549件	478件	87.1%
③	申告漏れ課税価格	41億円	35億円	84.8%
④	追徴税額	17億円	12億円	73.2%
⑤	1実地 件当 たり 調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	708万円	663万円	93.6%
⑥	追徴税額 (④/①)	287万円	232万円	80.8%

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



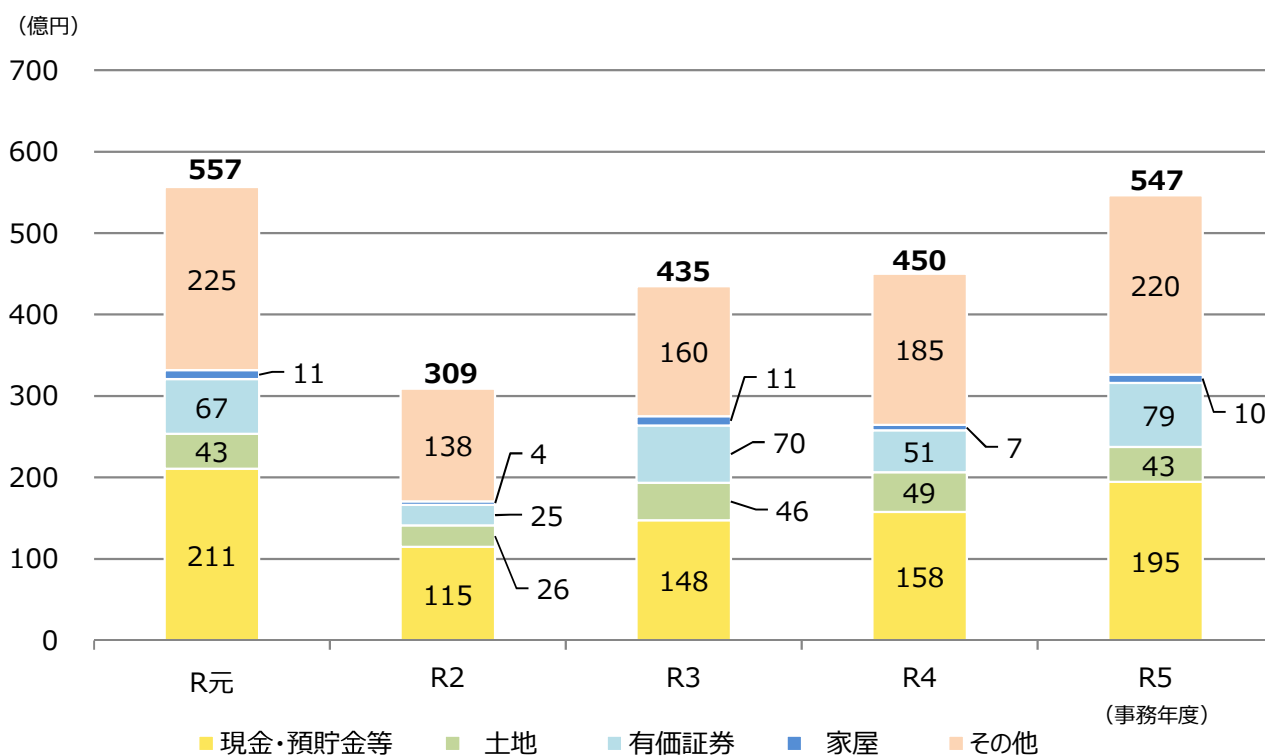
○ 調査事績に係る財産別非違件数



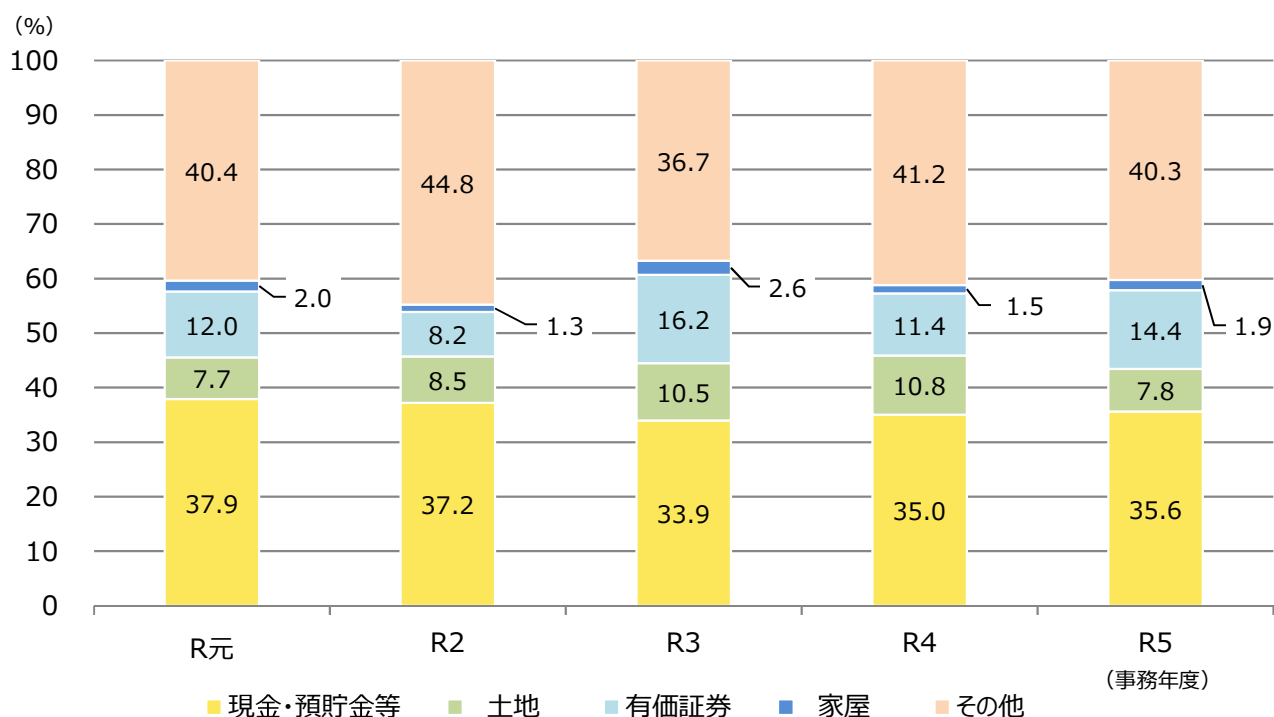
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

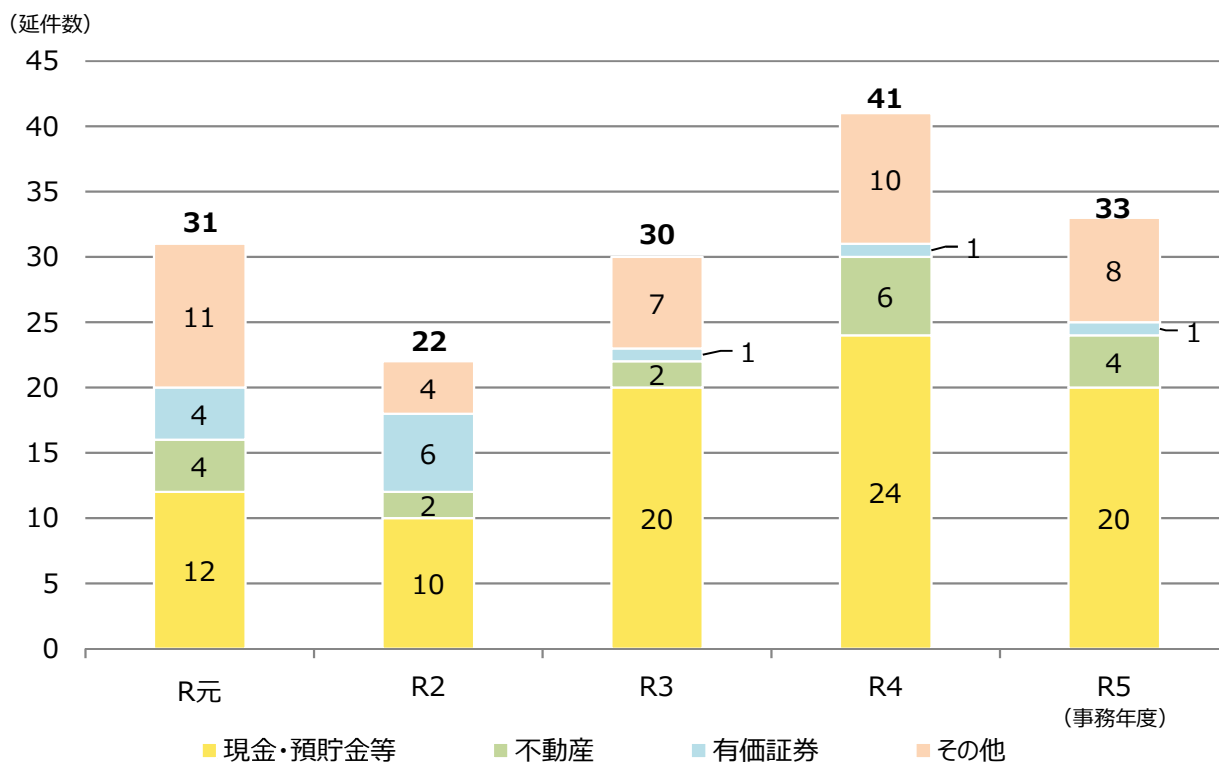
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

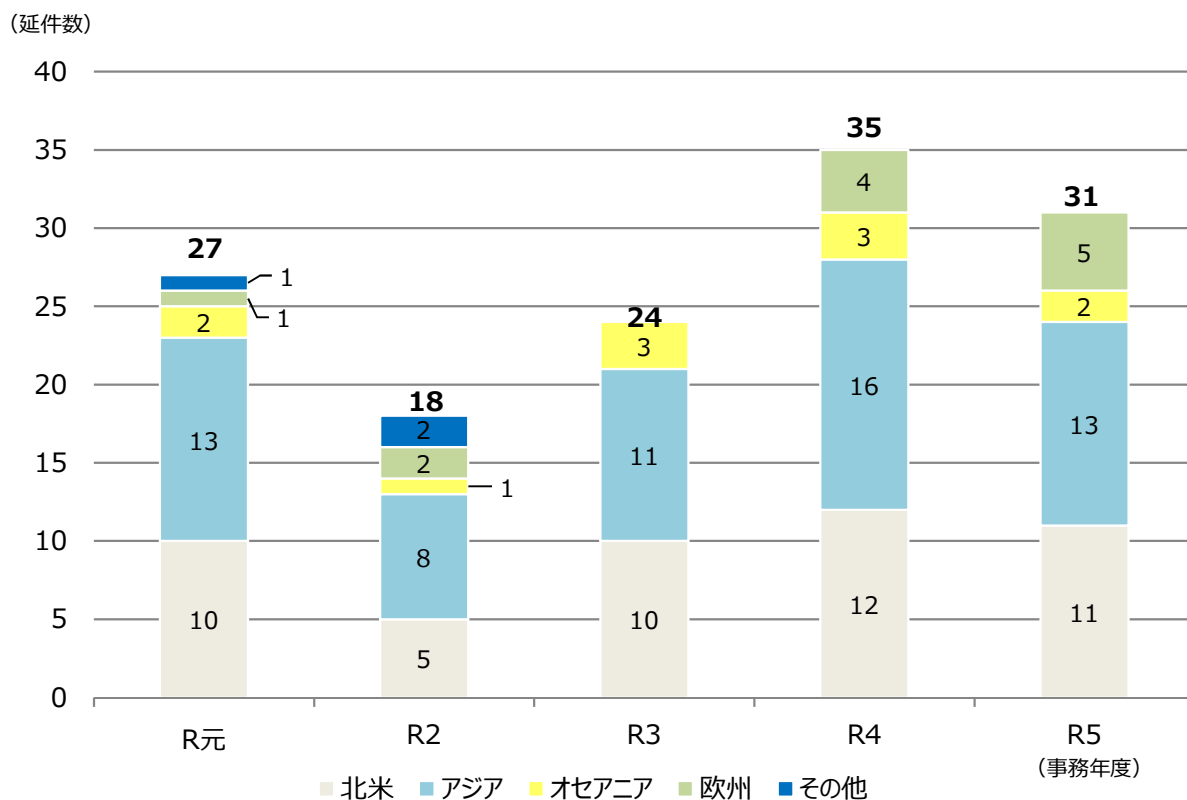


3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。